

(F A X 施 行)
令和 5 年 9 月 7 日

労働保険未手続事業一掃推進員の皆様へ

(一社)全国労働保険事務組合連合会北海道支部

10 月から開始されるインボイス制度対応のため、
「労働保険調査説明費・成功報酬費支給申請書(様式第 5 号)」
が変更になります！！

労働保険未手続事業一掃業務につきまして、日ごろからご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標題については先般、令和 5 年 4 月 11 日付け「令和 5 年度における労働保険未手続事業一掃業務の実施について」の別添資料においてお知らせしているところですが、いよいよ 10 月が近づいてまいりました。

10 月 1 日以降に令和 5 年度当初からの活動分を纏めて申請する場合は、
《別紙》 **変更点1**のとおり、活動時期により「労働保険調査説明費・成功報酬費支給申請書(様式第 5 号)」を区分別に作成、提出していただく必要があります。

このことから、令和5年4月1日以降の手続勧奨活動で、勧奨を断念する、あるいは成立した、など一段落した事案がある場合は、9 月中に申請される方が提出書類を取り纏めやすく、記載ミスも少なく済むと思われまますので、《別紙》を参照し早めに申請するようご協力をお願いいたします。

なお、本書は北海道支部ホームページにもアップしますので、鮮明なデータでご確認いただけます。

「労働保険調査説明費・成功報酬費支給申請書(様式第5号)」の主な変更点

変更点1 申請する調査説明費及び成功報酬費の支給対象である手続勧奨及び成立手続について、適格請求書発行事業者の登録の状況に応じて、次の区分1、区分2及び区分3のうち該当するものに✓を付けるようにしてください。

区分1：令和5年10月1日以後の登録の効力のある日の手続勧奨及び成立手続

区分2：令和5年10月1日以後の登録の効力のない日の手続勧奨及び成立手続

区分3：令和5年9月30日以前の手続勧奨及び成立手続

※1枚の「支給申請書」で申請する調査説明費及び成功報酬費は、いずれか一つの区分にのみ該当するように支給申請するものとします。

《趣旨》 インボイス制度が10月から開始される令和5年度の分について、仕入税額控除を的確に行うため。

変更点2 区分1の場合は、登録番号と登録してある事業者の名称を記載してください。

《趣旨》 区分1とする証拠(支払った消費税額を全額控除できる根拠)として、登録の事実を推進員から申告してもらうもの。登録名は、登録されている名称が労働保険事務組合と異なる可能性があるため、記載をお願いします。

変更点3 取りまとめた年月の記載を、『○年度○月分』から、『○年○月分』に改めます。(字句整理)

《趣旨》 従来、1～3月分の場合の年は、暦年ではなく、会計年度の年としていた(例えば5年1月は4年度1月としていた。)が、誤記入も多く、通常の年月とするもの。

変更点4 当該支給申請書で申請している額の総額(税込)のうち消費税の額を記入してください。

《趣旨》 適用税率ごと(本支給申請書では10%のみ)の消費税額の明記が、適格請求書に求められることを踏まえ、支給申請総額及びうち消費税の額を明記するもの。

変更点1

(様式第5号)

申請区分 (該当する区分に \checkmark を付けてください)

区分1 区分2 区分3

区分1: 令和5年10月1日以後の登録の効力のある日の手続勸奨及び成立手続

区分2: 令和5年10月1日以後の登録の効力のない日の手続勸奨及び成立手続

区分3: 令和5年9月30日以前の手続勸奨及び成立手続

労働保険調査説明費・成功報酬費支給申請書(正)

(一社)全国労働保険事務組合連合会 会長 殿

令和 年 月 日

労働保険未手続

事業一掃推進員 _____

推進員番号

所属事務組合名

事務組合

整理番号

申請日

(申請書提出日)

適格請求書発行事業者登録状況 (区分1の場合は記入してください)

登録名

T _____

令和 年 月分として労働保険手続勸奨状況を報告するとともに、
労働保険調査説明費・成功報酬費の支給を申請します。

記

変更点2

変更点3

調査説明費支給申請欄

労働保険調査説明回数	申請金額
<input type="text"/> 回	$\times 1,300 \text{ 円} =$ <input type="text"/> 円 <small>(消費税別)</small> 消費税 <input type="text"/> 円 <small>($\text{\textcircled{1}} \times \text{消費税率}10\%$)</small>
[別添「労働保険手続勸奨状況報告書」のとおり]	合計 A <input type="text"/> 円 <small>($\text{\textcircled{1}} + \text{\textcircled{2}}$)</small>

成功報酬費支給申請欄

労働保険成立手続事業件数		申請金額
① 一元適用事業で労災保険及び雇用保険の成立手続を行った事業	<input type="text"/> 件	① $\times 9,000 \text{ 円} =$ <input type="text"/> 円 <small>(消費税別)</small>
② 一元適用事業で労災保険の成立手続を行った事業	<input type="text"/> 件	② $\times 5,000 \text{ 円} =$ <input type="text"/> 円 <small>(消費税別)</small>
③ 一元適用事業で雇用保険の成立手続を行った事業	<input type="text"/> 件	③ $\times 4,000 \text{ 円} =$ <input type="text"/> 円 <small>(消費税別)</small>
④ 二元適用事業で労災保険の成立手続を行った事業	<input type="text"/> 件	④ $\times 5,000 \text{ 円} =$ <input type="text"/> 円 <small>(消費税別)</small>
⑤ 二元適用事業で雇用保険の成立手続を行った事業	<input type="text"/> 件	⑤ $\times 4,000 \text{ 円} =$ <input type="text"/> 円 <small>(消費税別)</small>
合計 <small>($\text{\textcircled{1}} + \text{\textcircled{2}} + \text{\textcircled{3}} + \text{\textcircled{4}} + \text{\textcircled{5}}$)</small>	<input type="text"/> 件	小計 <input type="text"/> 円 <small>($\text{\textcircled{1}} + \text{\textcircled{2}} + \text{\textcircled{3}} + \text{\textcircled{4}} + \text{\textcircled{5}}$)</small>
[別添「保険関係成立届」(写)及び「雇用保険適用事業所設置届事業主控」(写)(雇用保険手続の場合)のとおり]		消費税 <input type="text"/> 円 <small>($\text{\textcircled{6}} \times \text{消費税率}10\%$)</small>
		合計 <input type="text"/> 円 <small>($\text{\textcircled{6}} + \text{\textcircled{7}}$)</small>
特別加入手続件数		申請金額
中小事業主等の特別加入手続を行った件数	<input type="text"/> 件	$\times 1,000 \text{ 円} =$ <input type="text"/> 円 <small>(消費税別)</small>
[別添「特別加入申請書(中小事業主等)」(写)のとおり]		消費税 <input type="text"/> 円 <small>($\text{\textcircled{8}} \times \text{消費税率}10\%$)</small>
		合計 <input type="text"/> 円 <small>($\text{\textcircled{9}} + \text{\textcircled{10}}$)</small>
成功報酬費支給申請金額総計		総計 B <input type="text"/> 円 <small>($\text{\textcircled{3}} + \text{\textcircled{7}}$)</small>

変更点4

訪問回数
状況欄

総訪問回数合計

(様式第4号「総訪問回数」欄の合計)

回

調査説明費及び成功報酬費

うち消費税(消費税率10%)

税込 A+B

A+Bの110分の10($\text{\textcircled{11}} + \text{\textcircled{12}}$)

支給申請金額総計

円

円

(支部経由)

(R5.4)

1 変更点1に関する補足

支給申請を行う調査説明費に係る手続勸奨日、及び成功報酬費に係る成立手続日に応じた支給申請書の申請区分の例

- ・手続勸奨日＝支給申請を行う調査説明費が支給対象とする手続勸奨を行った日
(訪問年月日)
- ・成立手続日＝支給申請を行う成功報酬費が支給事由とする成立手続又は中小事業主等の特別加入手続を行った日(行政機関の受領日)

登録状況	支給申請を行う調査説明費の手続勸奨日、成功報酬費の成立手続日	支給申請書申請区分
A 令和5年10月1日を登録日とする事務組合	令和5年10月1日前	区分3
	令和5年10月1日以後	区分1
B 登録しない事務組合	令和5年10月1日前	区分3
	令和5年10月1日以後	区分2
C 令和5年10月1日後の日 (例えば令和5年11月20日)を登録日とする事務組合 ^{※1}	令和5年10月1日前	区分3
	令和5年10月1日～11月19日	区分2
	令和5年11月20日以後	区分1

- (1) ① 手続勸奨日が令和5年10月1日前である調査説明費(区分3)と、
 ② 成立手続日が令和5年10月1日以後である成功報酬費(区分1あるいは2)を申請する場合、1枚の申請書と一緒に申請しないようにしてください。
 (該当する申請区分が複数あつてはならないため、区分ごとに支給申請書を作成してください。)
- (2) 9月以前の手続勸奨に係る調査説明費の支給申請書を10月1日以降を**申請日**として提出しても差し支えありませんが、申請区分については、正しく区分3にチェック✓してください。

2 使用する用紙について

- ① **申請日**が令和5年10月1日前である支給申請は、従前の支給申請書用紙を使用しても差し支えありませんが、可能な限り新しい様式のものを使用してください。
- ② **申請日**が令和5年10月1日以後である支給申請は、新様式による支給申請書用紙を使用してください。

(ご不明な点は、担当：佐藤・小川まで)